

## 規則

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十四号

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

埼玉県立高等看護学院学則（昭和四十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（入学料の免除等）

第十三条の二 知事は、学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者について、入学料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により入学料の減額又は免除を受けようとする者は、入学後保証人二人が連署した様式第七号の入学料・授業料減額（免除）申請書に授業料の納付が困難である旨又はやむを得ない事情がある旨を証明する書類を添え、学院長に提出しなければならない。

3 前項の規定によらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）による減額又は免除については、学院長が別に定める様式を提出する。

第二十三条の見出し中「減額」を「免除」に改め、同条第一項中「知事は、」の下に「学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者その他」を加え、同条第二項中「授業料減額（免除）申請書」を「入学料・授業料減額（免除）申請書に授業料の納付が困難である旨又はやむを得ない事情がある旨を証明する書類を添え」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定によらず、大学等における修学の支援に関する法律による減額又は免除については、学院長が別に定める様式を提出する。

第二十四条見出し中「授業料の減額等」を「入学料・授業料の減額又は免除」に改め、同条中「授業料減額（免除）理由解消届」を「入学料・授業料減額（免除）理由解消届」に改める。

第三十条を次のように改める。

（会議）

第三十条 学院の運営に必要な会議については、学院長が別に定めるところによる。

様式第七号中「授業料減額（免除）申請書」を「入学料・授業料減額（免除）申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「授業料の」を「入学料・授業料の」に改め

る。

様式第八号中「授業料減免（免除）理由解消届」を「入学料・授業料減額（免除）理由解消届」に、「あて先」を「宛先」に、「授業料の」を「入学料・授業料の」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第十三条第二項の規定は、令和二年四月一日以後に埼玉県立高等看護学院に入学又は転入学をした学生について適用する。